

放棄した債権の報告について

- 1 報告件名
令和6年度板橋区応急福祉資金および奨学資金の債権放棄について
- 2 債権の額
 - (1) 応急福祉資金 ￥303,200—
 - (2) 奨学資金 ￥839,400—
- 3 債権の発生年月日等
 - (1) 貸付日 平成22年6月7日
償還期間、償還方法
平成23年1月1日から平成25年6月30日まで、納入通知書による月賦払い
 - (2) 貸付日 平成16年4月1日
償還期間、償還方法
平成23年4月1日から令和4年3月30日まで、納入通知書による月賦払い
- 4 債権の回収に係る履歴
 - (1) 平成23年5月30日 借受人の債務整理に係る受任通知受領
(平成23年5月26日付)
 - 平成23年7月1日 借受人の自己破産手続開始通知受領
(平成23年6月23日申立)
 - 平成29年11月29日 借受人の免責決定を確認
(平成23年11月29日付)
 - 12月11日 連帯保証人宛て、催告書と納入通知書を郵送
 - 12月14日 催告書が「あて所に尋ね当たりません」で返礼
 - 平成30年1月26日 公用照会するが「該当住所なし」。
本籍地不明のため追跡不能
 - 令和5年1月6日 連帯保証人は借受人の親族であるため、改めて公用照会依頼

3月14日 照会先より「回答できない。」旨、回答あり。
令和5年4月20日 連帯保証人へ電話連絡がついた。口頭にて時効の援用の主張があったため、援用書の提出を依頼したが提出されなかった。

- (2) 平成26年2月19日 借受人の債務整理に係る受任通知受領
(平成26年2月17日付)
- 平成26年5月28日 借受人の自己破産手続開始通知(同時廃止)
受領(平成26年5月26日付)
- 令和2年11月5日 借受人の免責決定を確認
(平成26年7月30日付)。
借受人父に電話で資金の状況を説明し、連帯保証人宛て納入通知書を郵送する旨を伝えたが理解を得ることができなかった。
- 令和4年10月17日 借受人宛て、任意弁済がない場合には、連帯保証人宛て請求する旨を手紙にて通知。任意弁済を待つ。
- 令和5年2月7日 再度、借受人宛て、上記内容を手紙で通知。
任意弁済を待つ。
- 令和5年4月28日 連帯保証人宛て、納入通知書を郵送。
- 令和6年9月25日 連帯保証人の代理弁護士より、時効の援用書を郵送で受領(令和6年9月24日付)

5 債権放棄の理由

- (1) 当債務には、借受人に係る主債務と連帯保証人に係る保証債務が存在する。主債務について、借受人の免責決定により借受人による返済義務はなくなったが、債務は存在している。連帯保証人から、令和5年4月20日付で口頭により時効の援用の主張があった。これにより保証債務は消滅した。

よって、板橋区債権管理条例第16条第1項4号に規定する破産法第253条第1項の規定により、債務者がその責任を免れたときに該当するため、本債権について債権放棄する。

なお、時効起算点は、借受人の免責決定日平成23年11月29日の翌日から、時効期間は10年となる(改正前民法167条1項、破産法第124条3項)。

- (2) 当債務には、借受人に係る主債務と連帯保証人に係る保証債務が存在

する。主債務は、借受人の免責決定により借受人による返済義務はなくなりましたが、債務は存在している。連帯保証人から、令和6年9月24日付で時効の援用書を郵送で受領した、これにより保証債務は消滅した。よって、板橋区債権管理条例第16条第1項4号に規定する破産法第253条第1項その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたときに該当するため、本債権について債権放棄する。

なお、借受人の破産手続は同時廃止事件であるため、破産免責によって時効の延長はされず、時効起算点は、借受人の最終納付日の翌日である平成26年1月23日から時効期間は10年となる。(民法167条1項)。

6 放棄決定日

令和7年2月10日

7 根拠法令

東京都板橋区債権管理条例第16条第1項第4号

東京都板橋区債権管理条例施行規則第6条

8 参考法令

破産法第253条

旧民法145条、167条、民法改正法附則第10条